

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2023年8月7日	
【会社名】	株式会社ユニテッドアローズ	
【英訳名】	UNITED ARROWS LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 CEO 松崎 善則	
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前三丁目28番1号	
【電話番号】	03(5785)6341	
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 CFO 中澤 健夫	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目1番19号	
【電話番号】	03(5785)6341	
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 CFO 中澤 健夫	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	364,102,200円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	155,400株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2023年8月7日開催の取締役会決議によります。  
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号  
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	155,400株	364,102,200	
一般募集			
計(総発行株式)	155,400株	364,102,200	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。  
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
364,102,200		100株	2023年8月23日(水)		2023年8月23日(水)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。  
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。  
4. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当社及び割当予定先との間で「株式総数引受契約」を締結しない場合は、本自己株式処分は行われません。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ユニテッドアローズ 管理本部	東京都港区赤坂八丁目1番19号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 青山支店	東京都港区南青山五丁目9番12号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
364,102,200		364,102,200

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

## (2) 【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金については、全額を払込期日以降の諸費用支払い等の運転資金として充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理については、当社預金口座にて管理を行います。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

## a 割当予定先の概要

名称	株式会社日本カストディ銀行(信託E口)
本店の所在地	東京都中央区晴海1丁目8番12号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 土屋 正裕
資本金	510億円
事業の内容	有価証券管理業務、資産管理に係る信託業務及び銀行業務、日本版マスタートラストに関する業務
主たる出資者及びその出資比率	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 33.3% 株式会社みずほフィナンシャルグループ 27.0% 株式会社りそな銀行 16.7%

## b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2023年8月7日現在のものであります。

## 株式給付信託(BBT-RS)の内容

割当予定先である株式会社日本カストディ銀行(信託E口)は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者(再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行)とする信託契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。

## (1) 概要

本制度は、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした取締役(監査等委員である取締役、及び社外取締役を除きます。)及び執行役員(以下「取締役等」といいます。)に対し、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を給付する仕組みです。当社は、本制度に基づき、取締役等に対して、「RS給付」及び「PSU給付」の2種類の給付を行います。各給付の内容は次のとおりです。

## RS給付

当社は、各事業年度に関して、取締役等に役位により定まるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。なお、取締役等が在任中にRS給付に係る当社株式(以下「RS株式」といいます。)の給付を受ける場合、取締役等は、RS株式の給付に先立ち、当社との間で(3)のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けたRS株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

## PSU給付

当社は、各事業年度に関して、取締役等に役位により定まるポイントを付与し、中期経営計画最終年度の翌事業年度に、中期経営計画の業績達成度等に応じて当該付与ポイントを調整します。一定の条件により取締役等が受給権を取得したときに調整後の当該付与ポイントに相当する当社株式等を当社は取締役等に給付します。取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として中期経営計画最終年度の翌事業年度とします。

取締役等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、取締役等に対して中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社(再信託先：株式会社日本カストディ銀行)(以下「信託銀行」といいます。)に金銭を信託(他益信託)します。信託銀行は、役員株式給付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を取引所市場を通じて又は当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

議決権行使については、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使指図を行い、信託銀行はかかる指図に従い議決権を行使しないこととします。なお、信託管理人には、当社と利害関係のない第三者が就任します。

(2) 受益者の範囲

取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

(3) 取締役等に給付されるRS株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中にRS株式の給付を受ける場合、取締役等は、RS株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約(以下「本譲渡制限契約」といいます。)を締結するものとします(取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、RS株式の給付を受けるものとします。)

譲渡制限の内容

取締役等は、RS株式の給付を受けた日から当社又は当社の子会社(以下「当社グループ」といいます。)における取締役及び執行役員たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けたRS株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと。

当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること。

譲渡制限の解除

取締役等が、当社グループにおける取締役又は執行役員たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合で、かつ、RS株式の給付を受けた日から退任日までの間、継続して、当社グループの取締役又は執行役員であったことを条件として、当該時点において譲渡制限を解除すること。なお、譲渡制限を解除する株式の数は、必要に応じて合理的に調整すること。

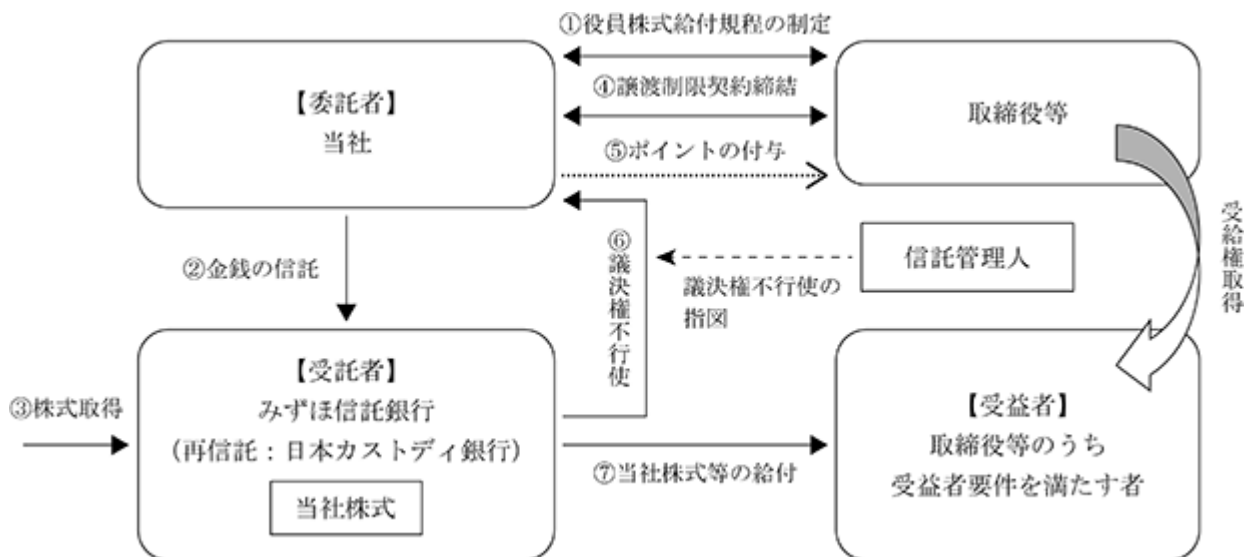
組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること。

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とするRS株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

## &lt; 株式給付信託(BBT-RS)の概要 &gt;



当社は、2023年6月26日開催の定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において、本制度についての役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規程を制定します。

当社は、 の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。

本信託は、 で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けたRS株式について、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。

当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。

本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。

本信託は、RS給付に関しては毎年一定の時期に、PSU給付に関しては中期経営計画最終年度の翌事業年度に、取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者(以下「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与され、PSU給付に関しては調整されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、RS給付に関しては退任時に、PSU給付に関しては中期経営計画最終年度の翌事業年度に、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

## c 割当予定先の選定理由

今般、当社は、みずほ信託銀行株式会社から提案のあった本制度を導入することといたしました。本制度は、「b 提出者と割当予定先との関係 株式給付信託(BBT-RS)の内容(1) 概要」に記載しましたとおり、取締役等に対して自社の株式を給付し、中長期的な業績向上と企業価値の増大への意識を高めることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その自己株式の有効活用として、本制度での活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

なお、本制度においては、「 株式給付信託(BBT-RS)の内容(1) 概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結する予定ですので、信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社の再信託先である株式会社日本カストディ銀行(信託E口)を当社が割当予定先として選定したものです。

d 割り当てようとする株式の数  
155,400株

e 株券等の保有方針

割当予定先である株式会社日本カストディ銀行(信託E口)は、本信託契約に基づき、信託期間内において役員株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社(再信託先：株式会社日本カストディ銀行)に金銭を信託(他益信託)します。

当社からの当初信託金をもって、払込みに要する資金に相当する金銭が割当日において信託財産内に存在する予定である旨、信託契約日に締結する予定の株式給付信託契約書案により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社日本カストディ銀行(信託E口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人の指図に従います。本制度は議決権行使について、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、一律不行使とします。なお、信託管理人は、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)に対して議決権不行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

信託管理人には当社と利害関係のない第三者が就任します。

信託銀行は「信託財産管理処分方針書」に基づいて、当社から独立して、信託財産の管理及び処分を行います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、株式会社日本カストディ銀行のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値2,343円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額2,343円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均2,419円(円未満切捨)に対して96.86%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均2,391円(円未満切捨)に対して97.99%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均2,126円(円未満切捨)に対して110.21%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

#### b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、役員株式給付規程に基づき信託期間中に当社の取締役等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2024年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分)であり、2023年3月31日現在の発行済株式総数30,213,676株に対し0.51%(2023年3月31日現在の総議決権個数284,816個に対する割合0.55%(いずれも小数点第3位を四捨五入))となりますが、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。

また、当社としては、本自己株式処分は取締役等の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、当社の企業価値向上に繋がるものと考えています。

以上のことにより、株式の希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。



## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の所有 株式数(千株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合
株式会社日本カストディ 銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8 番12号	4,390	15.42	4,390	15.37
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11 番3号	2,695	9.47	2,695	9.44
重松 理	東京都世田谷区深沢1丁目 39番6号	2,488	8.74	2,488	8.71
株式会社エー・ディー・ エス	岐阜県岐阜市柳津町高桑5 丁目112	2,000	7.02	2,000	7.00
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND (常任代理人香港上海銀行 東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT,UK (東京都中央区日本橋3丁 目11番1号)	946	3.32	946	3.31
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A / C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM(常任代理人香港 上海銀行東京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111(東京都中央区日本橋 3丁目11番1号)	765	2.69	765	2.68
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001(常 任代理人株式会社みずほ 銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A.(東京都港区港南2 丁目15番1号 品川イン ターシティA棟)	471	1.65	471	1.65
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁 目4番5号	428	1.50	428	1.50
瀧定名古屋株式会社	愛知県名古屋市中区錦2丁 目13番19号	428	1.50	428	1.50
JP MORGAN CHASE BANK 385781(常任代理人株式会 社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM(東京 都港区港南二丁目15番1 号 品川インターシティA 棟)	282	0.99	282	0.99
計		14,895	52.30	14,895	52.16

(注) 1. 2023年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

- 2017年6月22日開催の第28回定時株主総会及び2021年7月13日取締役会の決議に基づき、取締役(監査等委員である取締役を除きます。)及び当社の取締役を兼務しない執行役員に対して導入しております譲渡制限付株式報酬制度について、2020年8月7日及び2021年8月6日に割り当てた当社株式の一部(80,860株)を2023年8月7日に無償取得しております。
- 上記のほか当社所有の自己株式2,549,620株(2023年7月31日現在)は上記無償取得及び割当後2,475,080株となります。
- 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第三位を四捨五入し、表示しております。
- 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2023年3月31日現在の総議決権数284,816個に2023年8月7日に計9名から無償取得したことにより減少する議決権数の合計802個を控除し本自己株式処分により増加する議決権数1,554個を加えた数で除した数値であります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第34期(自2022年4月1日 至2023年3月31日) 2023年6月27日 関東財務局長に提出

#### 2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2023年8月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を2023年6月28日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書(第34期事業年度)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2023年8月7日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ユニテッドアローズ  
(東京都港区赤坂八丁目1番19号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。